

事業場排水指導要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）及び蒲郡市下水道条例（昭和52年蒲郡市条例第10号。以下「条例」という。）に基づく事業場の指導等（以下「指導等」という。）に関して必要な事項を定め、もって指導の統一かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導等は、次に掲げる事項を基本方針として行うものとする。

- (1) 下水道施設の機能保全と損傷防止及び終末処理場からの放流水の水質確保を目的として行うこと。
- (2) 事業場から排除される下水の濃度規制にとどまらず、積極的に汚濁負荷量を減少させるように行うこと。
- (3) 法第12条の2の規定による制限を受ける特定事業場を重点的に行うこと。

第2章 届出

(調査)

第3条 法及び条例により、公共下水道使用開始（変更）届、公共下水道使用開始届、特定施設設置届出書、特定施設使用届出書又は除害施設新設等届出書（以下「届出書等」という。）の届出の義務が課される事業場を次項及び第3項により把握する。

2 届出対象事業場の調査は、次の事項が発生したときに実施する。

- (1) 公共下水道の供用開始の工事がなされたとき。
- (2) 特定施設の追加指定がなされたとき。
- (3) 特別な目的により調査を行う必要があるとき。

3 届出対象事業場であるか否かは、特定施設の有無及び排除する下水の水量若しくは水質によるため、次に掲げる資料に基づいて事業場の名称、業種、製品等からそれらを推定する。

- (1) 日本標準産業分類
- (2) 住宅地図
- (3) 水道料金システムデータ

4 抽出で判明した届出対象事業場の詳細は、必要に応じ現地を訪問し実態把握を
するとともに、届出義務や水質規制の制度を説明する。

(届出書の受付等)

第4条 届出書等は、正本、写しを各1部とし、原則として直接本人が持参する。

ただし、やむを得ない場合は、代理人又は郵送でも受け付ける。受付後に、写し
1部を申請者に返却し、自己の行った届出内容を把握させる。

2 受付の際、直ちに次の事項を確認する。

(1) 該当する届出書等の別紙、図面、添付書類等必要書類が揃っていること。

(2) 必要な記載事項の記入漏れがないこと。

3 前項の要件を満たしている届出書等は、直ちに受理する。前項の要件を満たし
ていない届出書等は、修正等によりできるかぎり受理するように努めるが、どう
しても相手方が修正等に応じない場合には、相手方に提出書類を返却する。

4 公共下水道使用開始(変更)届及び公共下水道使用開始届は、受理後下水の量、
下水の水質、使用開始の時期及びその他届出諸事項について確認を行い課内供覧
を行う。事業場保存用の写しは、課内供覧が終了するまで返却しない。

5 特定施設設置届出書及び特定施設の構造等変更届出書は、受付後、内容審査を
行い、適当と認められる場合は、受理書を発行する。事業場保存用の写しは、内
部審査が完了し、受理書発行に要する決裁が完了するまで返却しない。

6 特定施設使用届出書は、受理後、内容審査を行い、課内供覧を行う。事業場保
存用の写しは、課内供覧が終了するまで返却しない。

7 除害施設新設等届出書は、受理後内部審査を行い課内供覧を行う。事業場保存
用の写しは、課内供覧が終了するまで返却しない。

8 氏名変更等届出書、特定施設使用廃止届出書、承継届出書は、受理後直ちに記
載内容を確認し、課内供覧を行う。事業場保存用の写しは、受領印を押し、文書
番号を取得してから返却する。

(内容審査)

第5条 受理した届出書等は、特定施設又は汚水の発生施設から排出される廃水と、
除害施設の処理能力との関係を考慮して、技術検討を中心に行う。

2 特定施設設置届出書及び特定施設の構造等変更届出書は、届出書を受理した日
から30日までを審査実施期間の目安として、できる限り速やかに内容審査を実
施する。

3 法第12条の3第1項又は法第12条の4の規定による申請者が実施の制限の期間短縮を正当な理由で希望するときは、実施の制限の期間短縮申請書（第1号様式）を提出させる。申請を受理し、法第12条の3第1項又は法第12条の4の規定による内容に不備がなく、実施の制限の期間を短縮することが相当であると認めるときは、課内決裁後に実施の制限の期間短縮通知書（第2号様式）を交付する。実施の制限の短縮は、次に該当するとき行うことができる。

- (1) 汚水処理施設の設置
- (2) 汚水処理施設の改善
- (3) 排除される汚水の水量、水質が減少するもの
- (4) 公共下水道への負担が軽減されるもの
- (5) その他管理者が必要と認めるもの

4 特定施設設置届出書及び特定施設の構造等変更届出書の内容が、法第12条の2第1項の政令で定める基準又は条例第9条の基準を超える恐れがあるなど相当でないと認めるときは、申請者にその理由を説明し、修正等を指示する。この場合に、申請者がこの指示に応じないときは、勧告書（第3号様式）にて通知する。勧告書をもって通知しても改善されない場合は、計画変更命令を行う。計画変更命令では対応できない届出内容のときは、計画廃止命令を行う。計画変更命令書（第4号様式）及び計画廃止命令書（第5号様式）には、当該処分の理由を説明すると共に、不服申し立てに関する教示を行う。

5 除害施設新設等届出書は、受理後できる限り速やかに内容審査を実施する。

（完了検査）

第6条 排水設備工事完了届（蒲郡市下水道条例施行規程第5号様式）を受理したときは、内容審査を行い、現地にて、工事等の実施内容が届出書の内容と一致するかを確認すると共に、当該事業場から排除される下水の水質が下水排除基準に適合しているかを検査する。排水設備の工事を伴わない届出に係る完了検査も同時に行う。届出書の内容と現実に行われた工事等の内容が一致しない場合は、届出書に添った施工を指示する。ただし、排除基準を超える恐れがなく、下水道施設の機能に支障がないと判断されるときは、実施された工事等の内容に合わせて届出書を修正させる方向で対処する。

第3章 審査

（特定施設に関する基準）

第7条 特定施設の審査は、次項及び第3項に規定する事項を基準として行う。

2 特定施設の構造

- (1) 特定施設及びこれに関連する諸施設は、汚水が地下に浸透しない構造とする。
- (2) 汚水の集水方法として、床面全体を排水路として使用することを避け、導水路、導水管を設置する。
- (3) 特定施設は、汚濁物質の排出を最小にできる構造であること。
- (4) 排水系統は、生活排水とは完全に分離すること。ただし、排水処理又は排水の水質の確認に支障をきたす恐れがない場合はこの限りではない。

3 特定施設の使用の方法

- (1) 特定施設の使用に当たっては、汚濁物質の排出を最小にできる方法であること。また、汚濁物質を含む排水は、水量及び水質を平均化できるように使用の方法を工夫すること。
- (2) 生分解性の悪い物質（以下「HB-COD物質」という。）の使用は、極力避けること。

（除害施設に関する基準）

第8条 除害施設の審査は、次に掲げる事項を基準として行う。

- (1) 除害施設の設置計画に当たっては、工場の将来計画、用水の使用状況、各工程より生じる排水の性状等を総合的に検討し、最も合理的で経済的な処理方法を選定すること。
- (2) 処理水は、法及び条例に定められている排除基準に適合すること。
- (3) 除害施設の各処理槽及び付属機器類は、処理すべき廃水の量及び水質の変化に十分対応できる容量、堅牢性、耐久性、耐腐食性を有すること。
- (4) 除害施設の設置基準は、公益社団法人日本下水道協会発行「事業場排水指導指針」の最新版に従うこと。

第4章 指導

（指導対象事業場）

第9条 法及び条例に定める水質基準に適合しない下水を排除する恐れのある事業場を指導対象事業場として、指導及び監視の対象とする。また、窒素・磷の受入れ基準が設定されるまでの間、行政指導に留める。法第12条の9による特定事業場の事故時措置が義務づけられ、併せて対象とする。

（水質規制内容の周知）

第10条 水質規制の内容に関して正しい知識を持つように、あらゆる機会をとらえて周知に努める。周知の方法は、次により行う。

- (1) 下水道に関する各種説明会の折に説明する。
- (2) 各種届出の折に説明する。
- (3) 立ち入り検査の折に説明する。

(除害施設未設置事業場の指導)

第11条 除害施設を設置していない事業場に対しては、先ず次に掲げる水質改善措置を検討させる。HB-COD物質、色素等により、終末処理場が影響を受けている場合も同様とする。

- (1) 生産設備及び関連機器の構造、運転方法、使用時間、設置場所等を検討する。
- (2) 製造工程で使用する原材料、使用薬品の節減又は変更を検討する。
- (3) 濃厚廃液をポリタンク等で回収し、産業廃棄物として委託処理を検討する。

2 前項では対処できない除害施設未設置事業場に対しては、あらゆる機会を通じて次のとおり除害施設の設置を指導する。

- (1) 設置費用について資金難のときは、愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金）などの各種制度の説明をし、積極的な利用を促す。
- (2) 除害施設の設置計画に関する技術指導は、第8条に基づき行う。

(除害施設設置済事業場の指導)

第12条 除害施設を既に設置している事業場に対しては、より適正な運転管理を行うよう指導する。既設の除害施設では処理が十分でない事業場に対しては、前条第2項に基づいて施設の増設、改造等を行うように指導する。

(水質測定の義務)

第13条 特定施設の届出の折又は特定事業場の立ち入りの折に、法第12条の1・2に定める水質の測定義務を説明する。測定回数については下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号。以下「規則」という。)第15条に定めるところによる。

(報告の徴収)

第14条 公共下水道を適正に管理するために、当該事業所の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関して、法第39条の2の規定により必要な報告を徴収する。

(指導の記録)

第15条 事業場への指導内容は、速やかに排水指導記録簿（第6号様式）に記録する。

第5章 監視

（監視の方法）

第16条 事業場排水の監視は、公共下水道の維持管理に影響を及ぼす悪質下水を排除する事業場に対して、適切な措置を講ずることを目的とする。

2 事業場排水の監視は、公共下水道に及ぼす影響が大きいと考えられる事業場から、順次重点的に行うものとする。事業場の業種、排水量、規制対象項目、水質管理状況等に基づいて事業場を区分し、下水道施設の保護、処理場放流水の水質の確保等に与える影響の大小によって監視頻度を変えた重点監視を実施する。

3 監視回数は、前項による事業場の区分により、原則として次の表により行う。

ランク	対 象 事 業 場	監 視 頻 度
A	・処理困難な物質を排除する事業場で、排除量が50 m ³ /日以上のもの	年に6回以上
B	・処理困難な物質を排除する事業場のうち、排除量が50 m ³ /日未満で監視を有するもの ・処理可能な物質を排除する事業場で、排除量が50 m ³ /日以上のもの	年に4回以上
C	・排除量が20 m ³ /日以上50 m ³ /日未満の事業場で、監視を要するもの	年に2回以上
D	・その他	適 時

* 処理困難な物質とは、法第12条の2の規定に基づく政令で定める物質及びHB-COD成分をいう。

（監視の実施）

第17条 監視は2人1組で行うものとする。監視業務の実施計画に従って立入検査及び排水検査を行う。

2 事業場排水の監視には、検査を行おうとする事業場の届出書、立入検査票（第7号様式）、野帳及び蒲郡市下水道条例施行規程（平成31年蒲郡市下水道事業管理規程第14号）第21条に基づく身分証明書を携帯する。

（立入検査）

第18条 事業場への立入検査は、次の手順で行う。

- (1) 排水検査と同時に実施するときは、事業場に立ち入る前に、許可を得てから、公共ます等で当該事業場の排水を採取する。
 - (2) 事業場に立ち入る際に、検査の趣旨を簡素に説明する。また、常に身分証明書を携帯し、事業場側から要請があったときはこれを提示する。
 - (3) 事業場の施設管理者等を立ち会わせて、排水管理に関する事項を検査する。
- 2 立入検査における検査事項は、事業場の規模、特定施設の設置状況等によって異なるため、次から必要なものを選んで適宜検査を実施する。
- (1) 特定施設の設置及び使用状況
 - (2) 除害施設の運転管理状況
 - (3) 廃液、汚泥等の処理処分状況
 - (4) 水質検査結果、除害施設の運転日報、月報及び定期点検票の記録状況
- 3 立入検査の結果、事業場に対して指示する事項があるときは、口頭により指示すると共に、必要に応じて更に立入検査票で指示を行うものとする。指示した事項については、軽微なものを除き、期限を定めて報告書の提出を求める。
- 4 立入検査の結果は、当該検査に基づく指導及び措置の内容を含めて、排水指導記録簿に必ず記録する。

(排水検査)

- 第19条 事業場内に立ち入って施設等の検査を行う必要がないときは、許可を得て、原則立会いの下、公共ます等で当該事業場排水の採取を行い水質検査を実施する。
- 2 事業場排水を採取するときは、採水通知書（第8号様式）を交付し、当該事業場の施設管理者等にその旨を知らせる。ただし、事前に採水を必要とする場合はこの限りではない。
 - 3 採水時における排水状態の確認により、悪質下水の排除が確実と考えられるときは、当該事業場の施設管理者等を立ち会わせ、排水の状態を確認させた上で、悪質下水の排除を停止する応急措置を行うよう指示する。また、その原因、水質改善結果を早急に報告させる。
 - 4 立入検査及び排水検査で採取した事業場排水は、速やかに下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に規定する方法で水質の測定を行う。水質測定を民間の分析業者に委託するときは、個々の事業場の排

水の状態が、特定の者に知られない措置を講じる。

- 5 事業場排水の水質測定結果は、水質測定結果書（第9号様式）に記録する。測定値の表示方法は、公益社団法人日本下水道協会発行「下水試験方法」の最新版により行う。
- 6 水質基準を満たすときは、速やかに水質試験結果通知書（第10号様式）により事業者へ通知する。
- 7 水質基準を超えるときの措置は第6章の規定による行政措置を行う。

第6章 行政措置

（行政措置の適用基準）

第20条 行政指導及び行政処分は、次項から第5項までの適用基準に従って適正に行う。

- 2 違反は、法及び条例による水質基準値を超えるものをいう。ただし、温度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及びよう素消費量は、水質基準値の10%を加算した値を超えるもの。また、水素イオン濃度は、酸性側4.9（製造業5.6）を下回りアルカリ性側10.0（製造業9.7）を超えるものをいう。

3 項目又は物質の区分

有害物質	カドミウム シアン 有機燐 鉛 六価クロム 砒素 総水銀 アルキル水銀 PCB トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロパン チラウム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン ホウ素 フッ素 1,4-ジオキサン ダイオキシン類
処理困難な物質	銅 亜鉛 総クロム フェノール類 鉄（溶解性） マンガン（溶解性）
処理可能な物質	生物化学的酸素要求量 浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 よう素消費量
一般項目	温度 水素イオン濃度

4 違反区分に対する行政措置

- (1) 注意 軽微な違反に対して適用し、指導書（第11号様式）を交付する。
- (2) 勧告 注意後に改善が見られず同じ項目での違反が半年の間に繰り返された場合に適用し、勧告書（第12号様式）を交付する。交付後、違反の原因及び改善対策を含む改善計画書（第13号様式）の提出を求める。
- (3) 警告 勧告後になおも改善が見られず同じ項目での違反が半年の間に繰り返された場合に適用し、警告書（第14号様式）を交付する。違反の原因調査、具体的な改善対策及び改善措置の期限を検討し、交付後改善計画書の提出を求める。

5 運用に当たっての留意事項

- (1) 故意による違反については、課内で協議し行政措置を決定する。
- (2) その他やむを得ない理由等があると認められる場合は、この限りではない。

（行政指導の実施）

第21条 立入検査及び排水検査の結果、違反事実を確認した事業場は、適用基準に基づき速やかに行政指導を行うものとする。警告書の対象となる違反は、課内で十分検討を行い決定する。警告は、課に事業場の代表者及び管理責任者の出頭を求め、違反事実の報告、事情聴取を行い警告書により水質改善を警告し、改善計画書の提出を求め水質改善の日時を明らかにさせる。警告書の受領確認は、受領書（第15号様式）により行う。

（行政処分の実施）

第22条 改善命令、一時停止命令の対象となる違反は、部内で十分検討を行い命令を行うか否かを決定する。

2 法第37条の2に基づく改善命令及び一時停止命令の実施は次により行う。

- (1) 聴聞 改善命令及び一時停止命令を行うときは、緊急時を除き当該事業所の代表者の出頭を求めて実施する。

- (2) 処分内容 聴聞後、直ちに当該事業所に対して、次のどの処分を行うかを検討し決定する。

ア 改善命令は、次のいずれか又は両方について行う。

- (イ) 特定施設の構造若しくは使用方法の改善
- (ロ) 特定施設から排出される汚水の処理方法の改善

イ 一時停止命令は、次のいずれか又は両方について行う。

- (イ) 特定施設の使用の停止

(イ) 公共下水道への下水の排除の停止

- 3 命令書（第16号様式又は第17号様式）は、命令対象事業場の代表者を課へ出頭させ直接手渡す。緊急を要する一時停止命令の場合は、事業所に出向いて手渡す。ただし、代表者が出頭できない場合は、代表者の委任を受けた者が委任状を持参し出頭する。なお、連絡した日時に事業場の責任者が出頭しないときは、配達証明郵便で命令書を郵送する。
- 4 命令書の受領の確認は、受領書により行う。
- 5 法第38条に基づく改善命令及び一時停止命令の実施は次により行う。
 - (1) 聴聞 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節の定めにより聴聞を行う。聴聞の主宰者は、上下水道部長とする。
 - (2) 聴聞後の措置 聴聞後に行う処分内容の決定及び命令の送達等は、原則として前2項に準じて行う。
- 6 行政処分を行った事業場に対しては、期限を定めて改善計画書を提出させる。改善期間中においても暫定措置を実施させて、水質基準を遵守させなければならない。改善期限後、改善計画書どおりに改善がなされたか否かを確認するために立入検査を行う。
- 7 一時停止命令を行った事業場に対しては、停止期間中に監視を常に行う。一時停止命令を受けた事業場が迅速に対応し水質基準を継続して満足できる状態になったときは、部内で協議し停止期間中であっても一時停止命令を解除する。命令の解除は解除通知（第18号様式）により行う。

（事故時の対応）

第23条 事業場から有害物質等が公共下水道に流入する事故が発生したときは、法第12条の9第1項の規定により、当該事業場から届出を受ける。ただし、応急措置を講じていない事業者に対し、法第12条の9第2項の規定により、応急の措置を講ずるように命ずることができる。

（告発）

第24条 排水基準に適合しない下水を公共下水道に排除して、下水道施設又は処理機能に重大な障害を与えた事業場並びに改善命令又は一時停止命令に従わなかった事業場等に対しては、状況に応じて告発を行うものとする。告発の実施に当たっては、部内で十分検討を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、廃止前の事業場排水指導要領（平成7年4月1日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の事業場排水指導要領の規定による諸様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。